

CM 賠償責任保険と建築家賠償責任保険の比較

平成 26 年 11 月時点

No.	比較項目	CM 賠償責任保険	建築士賠償責任補償制度 (けんばい)	日事連・建築事務所 賠償責任保険	建築家賠償責任保険 (ケンバイ)
1	名称 (略称)	CM 賠償責任保険	建築士賠償責任補償制度 (けんばい)	建築家賠償責任保険	建築家特約条項付帯賠償責任保険 (ケンバイ)
2	契約方式	団体契約	団体契約	団体契約	団体契約
3	保険契約者	(一社) 日本コンストラクションマネジメント協会 (CMAJ)	(公社) 日本建築士会連合会	(一社) 日本建築事務所協会連合会 (日事連)	(公社) 日本建築家協会 (JIA)
4	被保険者 (加入資格要件)	CMAJ の法人会員、個人会員が所属する法人または個人事業主	建築士会会員が経営または勤務する建築設計事務所	日事連の会員である建築設計事務所	JIA 会員のいる建築設計事務所、且つ建築設計を専業としている建築設計事務所
5	取扱代理店	(株) エイアイシー	(株) エイアイシー	(有) 日事連サービス	(株) 建築家会館
6	引受保険会社	東京海上日動火災、あいおいニッセイ同和、ロイズジャパン (共同保険)	東京海上日動火災、あいおいニッセイ同和、三井住友海上火災 (共同保険)	東京海上日動火災、ゼネラリ保険、三井住友海上火災、損保ジャパン日本興亜 (共同保険)	損害保険ジャパン日本興亜
7	保険の対象となる建築物		建築基準法第 2 条第 1 号規定の建築物と付属工作物電気・ガス・給排水・換気・冷暖房・昇降機等を含む。但し、「構造基準未達」は建築基準法第 20 条第 1 号、第 2 号、第 3 号に規定する建築物となる。	建築基準法第 2 条第 1 号規定の建築物と付属工作物電気・ガス・給排水・換気・冷暖房・昇降機等を含む。但し、「構造基準未達」は建築基準法第 20 条第 1 号、第 2 号、第 3 号に規定する建築物となる。	建築基準法第 2 条第 1 号規定の建築物と付属工作物電気・ガス・給排水・換気・冷暖房・昇降機等を含む。但し、「構造基準未達」は建築基準法第 20 条第 1 号、第 2 号、第 3 号に規定する建築物となる。
8	適用範囲	国内で行った業務で、国内で提起された損害賠償請求。	国内で行った業務で、国内で提起された損害賠償請求。	国内で行った業務で、国内で提起された損害賠償請求。	国内で行った業務で、国内で提起された損害賠償請求。
9	補償の対象となる主な業務および保険金が支払われる主な場合	<p>契約書・契約約款・業務委託書に基づき締結された CMAJ が定める標準業務</p> <p>① 委託者からの指図と異なる指図を関係者に行い、または書面による不適切な助言を行うことにより発生した、プロジェクトにおける関係者の作業のやり直し、不具合の改善による損害賠償</p> <p>② 委託者からの指図と異なる指図を関係者に行い、または書面による不適切な助言を行ったことにより発生した、設計図または施工図の欠陥により、設計図または施工図の再作成および工事のやり直しによる、プロジェクトの完成遅延により引渡しを受ける者の営業阻害損害賠償</p> <p>③ 上記以外の損害で、CM 業務の遂行に起因して発生した第三者の身体障害、財物の損壊に対する損害賠償</p> <p>④ 建物等の引渡し後、委託者からの指図と明らかに異なる指図または不適切な助言に起因する一定の瑕疵が発見された場合の損害賠償</p> <p>但し、引渡し後 1 年以内に損害賠償請求がなされた場合に限る。(約款上のオプション)</p>	<p>< 保険の対象となる「設計等の業務」 ></p> <p>① 設計業務：建築物の建築工事实施に必要な図面・仕様書（施工図を除く）作成業務</p> <p>② 工事監理業務：施行者に対する指示書・施工図承認書の作成業務</p> <p>③ 法適合確認業務：構造設計 1 級建築士による構造計算または設備 1 級建築士による設計設備に関する法適合確認業務（建築士法第 20 条関連）</p> <p>< 保険金が支払われる主な場合 ></p> <p>① 設計等の業務ミスによる損害賠償</p> <p>② 給排水・電気・空調・遮音性 設備の機能的な不具合による損害賠償</p> <p>③ 設計等の業務ミスによる第三者への身体障害の損害賠償</p> <p>④ 訴訟に対処する費用（事故原因調査費など）</p> <p>⑤ 法令基準未達：建築物の外形的・物理的な滅失・破損の有無にかかわらず、設計等の業務ミスで建築基準法（第 20 条除く）、消防法などの所定の建築基準関連法令に抵触</p> <p>⑥ 構造基準未達：建築物の外形的・物理的な滅失・破損の有無にかかわらず、構造設計等の業務ミスで建築基準法第 20 条 1,2,3 号建物が建築基準</p>	<p>< 保険の対象となる「設計等の業務」 ></p> <p>① 設計業務：建築物の建築工事实施に必要な図面・仕様書（施工図を除く）作成業務</p> <p>② 工事監理業務：施行者に対する指示書・施工図承認書の作成業務</p> <p>③ 法適合確認業務：構造設計 1 級建築士による構造計算または設備 1 級建築士による設計設備に関する法適合確認業務（建築士法第 20 条関連）</p> <p>< 保険金が支払われる主な場合 ></p> <p>① 設計等の業務ミスによる損害賠償</p> <p>② 給排水・電気・空調・遮音性 設備の機能的な不具合による損害賠償</p> <p>③ 設計等の業務ミスによる第三者への身体障害の損害賠償</p> <p>④ 訴訟に対処する費用（事故原因調査費など）</p> <p>⑤ 法令基準未達：建築物の外形的・物理的な滅失・破損の有無にかかわらず、設計等の業務ミスで建築基準法（第 20 条除く）、消防法などの所定の建築基準関連法令に抵触</p> <p>⑥ 構造基準未達：建築物の外形的・物理的な滅失・破損の有無にかかわらず、構造設計等の業務ミスで建築基準法第 20 条 1,2,3 号建物が建築基準</p>	<p>< 保険の対象となる「設計等の業務」 ></p> <p>① 設計図書（建築物の工事实施のために必要な図面および仕様書）の作成業務</p> <p>② 施工者に対する「指示書」の作成業務</p> <p>③ 「施行図」の承認業務</p> <p>< 保険金が支払われる主な場合 ></p> <p>① 設計等の業務ミスによる損害賠償</p> <p>② 給排水・電気・空調・遮音性 設備の機能的な不具合による損害賠償</p> <p>③ 設計等の業務ミスによる第三者への身体障害の損害賠償</p> <p>④ 訴訟に対処する費用（事故原因調査費など）</p> <p>⑤ 自由・名誉の侵害、プライバシー侵害による損害賠償</p> <p>⑥ 法適合確認ミスによる損害賠償</p>

CM 賠償責任保険と建築家賠償責任保険の比較

平成 26 年 11 月時点

			法（第 20 条）に抵触 ⑦ 個人情報漏洩：個人情報または法人情報の漏洩	法（第 20 条）に抵触 ⑦ 個人情報漏洩：個人情報または法人情報の漏洩	
10	支払限度額 /自己負担額（免責 金額）	1 事故/期間中 500 万円・1000 万円・5000 万円・1 億円 自己負担額 0～500 万円	① 上記①～③:1 事故/保険期間中：1000 万円～5 億円。但し、給排水衛生設備、電気設備、空調設備の機能不発揮または遮音性能不発揮は、1 事故 500 万円/保険期間中 1000 万円。（自己負担額 1 事故 10 万円） ② 上記④:1 事故/保険期間中 3000 万円（自己負担額 1 事故 30 万円/縮小支払割合 80%） ③ 上記⑤:1 事故/保険期間中 5000 万円・1 億円（自己負担額 1 事故 500 万円/縮小支払割合 80%） ④ 上記⑥:賠償部分 1 事故/保険期間中 5000 万円・1 億円/費用部分 1000 万円（自己負担額 1 事故 10 万円）	① 上記①～③:1 事故/保険期間中：5000 万円～5 億円。但し、給排水衛生設備、電気設備、空調設備の機能不発揮または遮音性能不発揮は、1 事故 500 万円/保険期間中 1000 万円。（自己負担額 1 事故 10 万円～300 万円選択） ② 上記④:1 事故/保険期間中 500 万円～5000 万円（自己負担額 1 事故 30 万円/縮小支払割合 80%） ③ 上記⑤:1 事故/保険期間中 750 万円～7500 万円（自己負担額 1 事故 500 万円/縮小支払割合 80%） ④ 上記⑥:賠償部分 1 事故/保険期間中 3000 万円・1 億円/費用部分なし（自己負担額 1 事故 10 万円～300 万円選択）	① 上記①～③:1 事故/保険期間中：1000 万円～7 億円。但し、給排水衛生設備、電気設備、空調設備の機能不発揮または遮音性能不発揮は、1 事故 1500 万円/保険期間中 1500 万円または 1 事故 3000 万円/保険期間中 3000 万円。（縮小支払割合 80%1 事故 85%～95%選択） ② 上記④:1 事故/保険期間中 1000 万円～3000 万円（縮小支払割合 80%1 事故 85%～95%選択） ③ 上記⑤:1 事故/保険期間中 1 億円～7 億円（自己負担額 1 事故 500 万円～3000 万円）
11	保険料（掛金） 算出基礎	直近決算年度における CM 業務報酬料	設計事務所毎 直近決算年度における設計監理料	設計事務所毎 直近決算年度における設計監理料	設計事務所毎 直近決算年度における設計監理料
12	各種割増引	無事故割引（5 年間）-10%	① 事故件数による割増（5 年間） 2 件+100%/3 件+200% ② 無事故割引（10 年間）-5% ③ 専攻建築士割引 -5% ④ 基準未達補償ダブル割引 -5% ⑤ Web 更新割引 -500 円	① 事故件数による割増（5 年間） 1 件+100%/2 件+200%/3 件+300% 但し、年間保険料により相違あり ② 無事故割引（10 年間）-5%	① 事故件数による割増（5 年間） 1 件+10%2 件+200%/3 件+300% ② 無事故割引（5 年間）-10% （10 年間）-20%
13	資格者		製図工、事務員など責任者のもとで勤務している従業員が行った設計・監理業務等に起因して生じた事故も補償の対象となる。 但し、建築士の資格を持たない従業員が行った監理業務は補償の対象とならない。	製図工、事務員など責任者のもとで勤務している従業員が行った設計・監理業務等に起因して生じた事故も補償の対象となる。 但し、建築士の資格を持たない従業員が行った監理業務は補償の対象とならない。	製図工、事務員など責任者のもとで勤務している従業員が行った設計・監理業務等に起因して生じた事故も補償の対象となる。 但し、建築士の資格を持たない従業員が行った監理業務は補償の対象とならない。